

現在お持ちの保険証は

2025年3月31日※まで使用できます

※2025年4月1日に組合名変更を予定している為



2024年12月2日以降新しい保険証が必要なときは…



マイナ保険証をご利用ください

マイナンバーカード取得申請は
こちらの2次元コードからできます



2024年12月2日以降マイナ保険証の利用登録のない方には
「資格確認書」が発行されます

Q. マイナ保険証を使うためには事前に手続きが必要なの？

A. マイナンバーカードを持っていれば**医療機関にマイナンバーカードを持参するだけで大丈夫です**。保険証の利用登録がお済みでない場合も、医療機関に備え付けのカードリーダーで登録ができ、すぐにマイナ保険証として利用できます。

Q. マイナ保険証で記号・番号や保険者番号はどうやって確認するの？

A. マイナポータル（マイナンバーカードでログインする行政手続のオンライン窓口のこと）からいつでもご確認いただけます。マイナポータルで確認できない方は、当組合発行の「資格情報のお知らせ（又は健康保険証・資格確認書）」でご確認いただけます。※マイナポータルへのログイン方法は [マイナポ](#) [検索](#)

Q. 資格確認書って何のこと？

A. 資格確認書は、マイナ保険証を利用することができない方に発行されるもので、医療機関に提示すると健康保険証と同じように保険診療が受けられます。マイナ保険証の利用登録がない方には、職権で発行されますが、マイナ保険証利用登録をされている方でも、要配慮者（高齢者等）などで資格確認書必要な方には、申請により発行が可能です。

Q. 限度額適用認定証（高額療養費の自己負担限度額確認）はどうなるの？

A. 今後は原則不要となります。オンライン資格確認が開始されてから、医療機関の窓口で限度額所得区分の認証に「同意」をすれば、窓口での支払金額に限度額が適用される仕組みに変更されています。また、**マイナ保険証**をお持ちの方は、カードリーダーで「限度額情報を提供する」を選択することで、限度額が適用されます。